



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

○県議会臨時会に付議すべき事件の追加(二四九・財政課) ……1

告 示

秋田県告示第二百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百二条第四項の規定により、平成二十一年五月二十一日招集の秋田県議会臨時会に付議すべき事件を次のとおり追加する。
平成二十一年五月二十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 秋田県副知事の選任について
- 二 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 三 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 四 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 五 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 六 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄